

令和 3 年度 自治基本条例の運用状況検証結果報告書

検証の対象年度 令和 2 年度

<u>検 証 条 項</u>	第 17 条	情報公開と説明責任
	第 19 条	議会の役割と責任
	第 20 条	議会の運営
	第 21 条	議員の責任
	第 29 条	財政運営
	第 31 条	情報公開・情報共有
	第 32 条	審議会等における委員の公募
	第 33 条	参加の保障
	第 34 条	行政監視
	第 35 条	開かれた議会
	第 36 条	選挙における情報共有

令和 4 年 3 月
おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和3年5月18日から令和4年1月18日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうか、またできるだけ多くの町民に分かりやすく説明しているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・町民向けの説明会は以前より増えているが、まだ数が少ないと思われる。

2. 議会の役割と責任 第19条 議会の役割と責任

町の意味決定機関である議会が、行政を監視する役割と政策形成機能を果たす役割をこなしているかどうか、活発な討論がなされているかどうかを検証した。本条は、町民の幸福の実現のために議会が監視や政策立案の役割を持っていることを明示したものである。

【検証結果】

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、役割を果たしている。

【参考意見】

- ・議会改革も検討されているとのことなので、今後の動向に注視していきたい。

3. 議会の役割と責任 第20条 議会の運営

議会が健全な予算執行をしているかどうか、議会活動を様々な方法で町民に分かりやすく伝えているかどうかを検証した。本条は、議会が健全で効率的な運営をし、その活動を町民に公開することを定めたものである。

【検証結果】

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、健全な議会運営が行われている。

【参考意見】

- ・議会予算に関しては、おおむね適切に運用されている。

4. 議会の役割と責任 第21条 議員の責任

議員が公正かつ誠実に活動しているか、自らの資質を向上させるため、自己研鑽に努めているかどうかを検証した。本条は、議員が全町民の代表であり、その大きな役割を果たす責任について定めたものです。

【検証結果】

- ・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

【参考意見】

- ・自己研鑽については、把握しにくい部分であるため、検証が難しい。

5. まちづくりのしくみ 第29条 財政運営

行政が町の財政状況を公開しているかどうかを検証した。本条は、行政が町民の生活に大きく関わる重要な財政情報を公開していくことを定めたものである。

【検証結果】

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、財政状況を公開している。

【参考意見】

- ・財政状況について、より分かりやすい説明を増やしてほしい。

6. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、行政情報を可能な限り公開し町民と共有しているかどうか、また苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

【検証結果】

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・情報公開のために、会議録の作成など時間が必要な事務作業が増えている傾向にある。

7. まちづくりのしくみ 第32条 審議会等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・公募になじまないという附属機関についても、公募を考えるべきである。
- ・応募のあるなしに関わらず、附属機関等の委員は原則としてすべて公募とすることを目指すべきである。

8. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・町長の地区懇談会についても開催検討の余地がある。

9. まちづくりのしくみ 第34条 行政監視

行政運営について監視する第三者による機関を設けているかどうかを検証した。

【検証結果】

- ・オンブズマン組織について、民間有志によるものも、行政による機関も設置されておらず活動もない状況である。

【参考意見】

- ・不祥事はどこの自治体でも起こり得ることであり、行政の監視は必要と感じる。

10. まちづくりのしくみ 第35条 開かれた議会

議会が公開されているかどうかを検証した。本条は、協働のまちづくりを進めるため、議会が工夫してその公開をすすめることを定めたものである。

【検証結果】

- ・議会の傍聴に参加しやすい仕組みは整備されている。

【参考意見】

- ・普段の暮らしの中で、議員と意見と交わす機会がもっとあれば良い。

11. まちづくりのしくみ 第36条 選挙における情報共有

町が積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図っているかどうかを検証した。本条は、よりよい地域作りのため、工夫して選挙についての情報共有の機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされ、情報共有の機会は設けられている。

【参考意見】

- ・選挙公報は候補者の比較ができるため、継続してほしい。

以上、検証結果の報告とします。
なお、運用条項検証資料については、別紙をご参照ください。

令和 4年 3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 工藤 博紀

委員 谷川 未央香

委員 道川 正

委員 川澄 忠男

委員 馬場 けい子